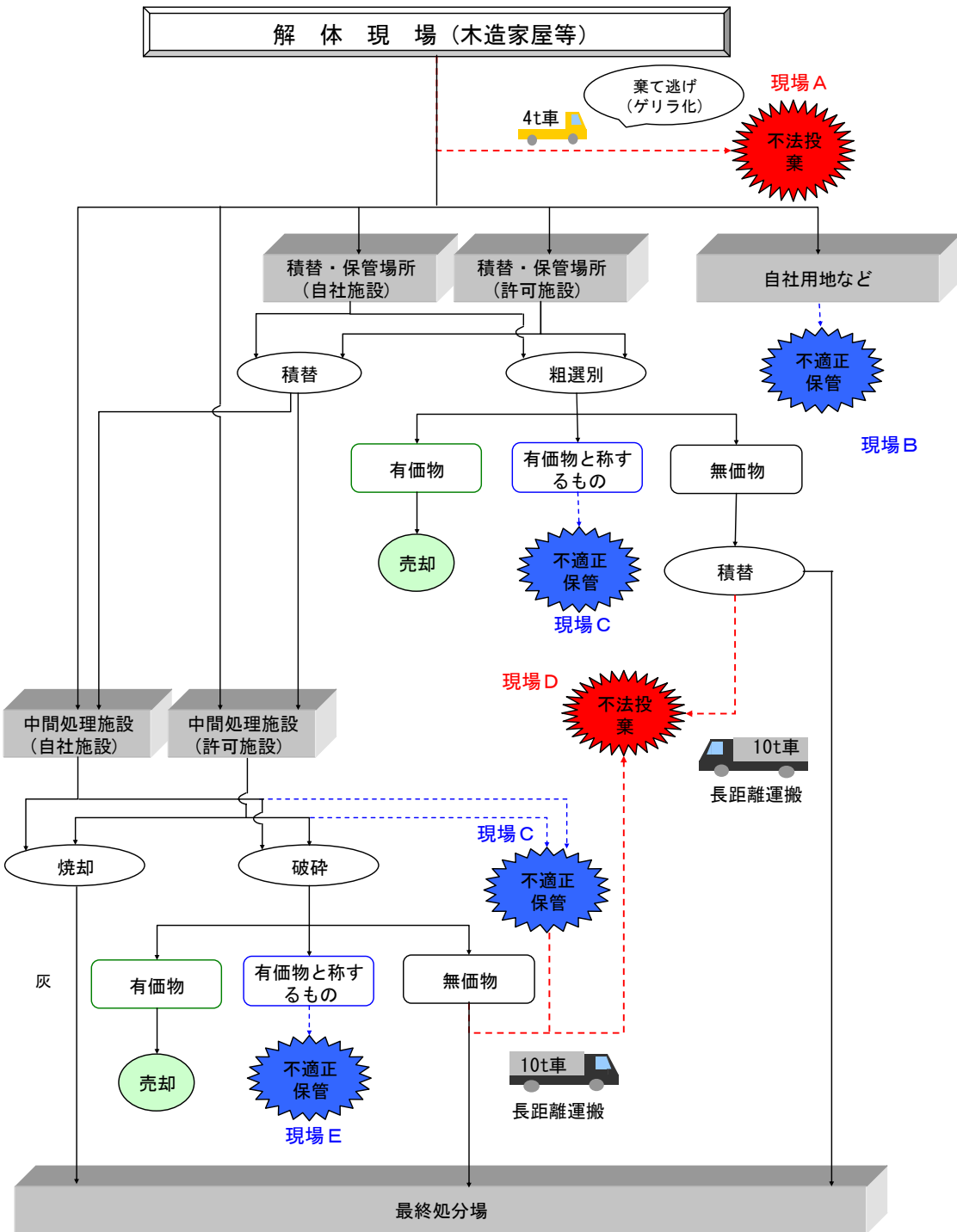


建設解体廃棄物の不法投棄の発生形態・発生要因について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
「小口巡回回収システム構築に関する調査」報告書
(平成17年3月)より抜粋

図1 木造建設解体廃棄物の不法投棄等の発生パターン



現場 A：解体現場から4tトラックで公道や農地に棄て逃げる。

現場 B：解体現場から自社用地等に搬入し、自社物と称して不適正に大量保管している。

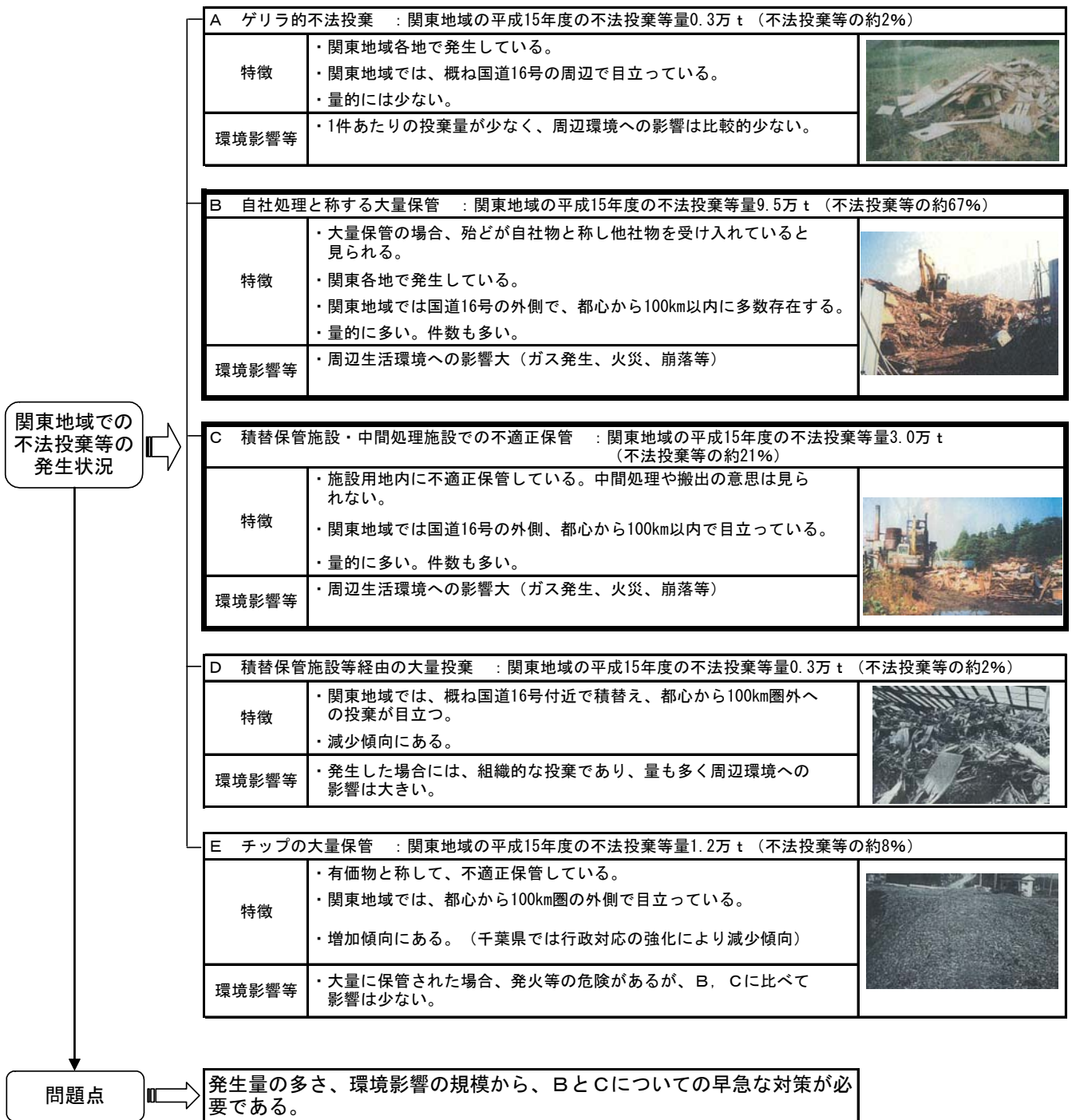
現場 C：積替・保管施設や中間処理施設の用地内に不適正に大量保管している。

現場 D：積替・保管施設等で積替した後、10tトラックで他人の所有地などに不法投棄する。

現場 E：中間処理後の木くずチップを、燃料原料、敷き料、マルチング材等としての利用を目的とした有価物と称して、不適正保管する。

出典：関東地域(山梨県、長野県含む)の各都県・保健所設置市への平成16年12月に行ったヒアリングの結果により作成

図2 関東地域における不法投棄等の発生状況のまとめ



出典：関東地域(山梨県、長野県含む)の各都県・保健所設置市への平成16年12月に行ったヒアリングの結果により作成

不法投棄等の発生要因と対策

建設解体廃棄物の不法投棄等の発生要因は、以下に示すとおり、委託費用に係る発生要因、廃棄物管理体制に係る発生要因、処理システムに係る発生要因に分類される。

○委託費用に係る発生要因

- ・解体業者に対して、適正な解体・処理費用が支払われていない場合がある。
- ・不適正処理を前提にして安価に請け負う解体業者や中間処理業者がいる。

○廃棄物管理体制に係る発生要因

- ・排出事業者による最終処分までの注意義務の履行が十分でない。
- ・住宅建設業界、解体業界による末端業者までの適正処理についての広報、周知の徹底が不十分である。
- ・行政による許可施設での不適正処理の見落としがある。
- ・行政による広報、周知活動が不足している。

○処理システムに係る発生要因

- ・都市部においては、全体として中間処理施設の整備は十分であるが、不法投棄等の発生件数も多く、中間処理能力を上回る廃棄物の処理を受託していたり、積替・保管施設を不法投棄等の場所として利用している可能性がある。
- ・地方部においては、中間処理能力を上回る廃棄物の処理を受託していたり、積替・保管施設を不法投棄等の場所として利用している可能性が考えられるが、中間処理施設の整備が不十分であることも要因として考えられる。

先述の発生要因に対して、表 1 に示す主体別の対応策が考えられる。

表 1 建設解体廃棄物の不法投棄等の発生要因に対する主体別の対応策

主体	委託費用に係る対策	廃棄物管理体制に係る対策	処理システムに係る対策	
			〈都市部〉	〈地方部〉
解体依頼者(住民)		・通報システムの活用		
建築施工業者 (ハウスメーカー等)		・電子マニフェストの活用 ・移動管理システム等による 処分までの確認		
解体業者	・建設リサイクル法指定品目をリサイクルするための分別解体 ・中間処理システムに合わせた現場分別の徹底 ・効率的な運搬手法の構築	・電子マニフェストの活用 ・移動管理システム等による 処分までの確認	・中間処理システムに合わせた現場分別の徹底 ・効率的な運搬手法の構築	
収集運搬業者	・効率的な運搬手法の構築	・電子マニフェストの活用 ・移動管理システム等による 処分までの確認	・効率的な運搬手法の構築	
中間処理業者	・効率的な中間処理手法の構築	・電子マニフェストの活用	・効率的な中間処理手法の構築	
行政	・標準積算等のガイドラインの整備(適正費用の明確化) ・適正費用についての広報・啓発の強化	・行政指導・行政処分指針の徹底 ・許可施設等の状況把握システムの導入		・地方部に適した施設整備のあり方の検討

*1) 下線部は小口分別回収によって可能となる対応策を指す。